

心身障害者医療費助成制度(障)の資格がある方は申請してください

3月末日で子ども医療費助成(㊟)の助成期間が終了し、下記に該当の方は、心身障害者医療費助成制度(障)への切り替え手続きが必要です(対象者には通知を送付)。申請した月の初日から助成対象になります。※現在受給している方は必要ありません。

対象身体障害者手帳1・2級(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能障害は3級まで)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方※次の方は対象外

①医療保険未加入 ②生活保護を受けている ③医療保険の自己負担のない施設に入所している ④本人(20歳未満の場合は加入している医療保険の世帯主か被保険者)の元年中の所得が右表の限度額

を超えている ⑤65歳以上で初めて対象の手帳の交付を受けた ⑥後期高齢者医療保険証をお持ちで、2年度の住民税が課税されている

所得限度額(元年分所得)

扶養人数	所得限度額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人目以降	1人につき38万円加算

※世帯状況等に応じて各種控除が受けられる場合あり

申込方法身体障害者手帳か愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳、健康保険証、印鑑を下記へ持参

問合せ身体・知的障害は障害福祉課(区役所2階10番) TEL (5246) 1201
精神障害は台東保健所保健予防課 TEL (3847) 9405

高等学校等への進学者に対して 入学にかかる費用の一部を助成します

経済的な事由により児童を高等学校等(高等学校・専修学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部・高等専門学校・各種学校の一部等)に進学させることが困難な方に対して、入学にかかる費用の一部を助成します。対象者については、4月下旬に申請書を送付します。※区が児童手当または児童扶養手当を支給していない方には送付しませんのでご注意ください。

対象3年4月1日時点において以下の要件を全て満たしている方 ①2年度に中学校を卒業し、3年度中に高等学校等に進学する児童の保護者 ②対象児童および保護者が区内に住所を有する ③保護者全員の2年度の住民税が非課税※児童扶養手当を受給している場合は課税であっても対象 ④生活保護を受給していない **支給額(児童1人あたり)** ①保護者全員の2年度の住民税が非課税の場合は8万円 ②児童扶養手当受給者で2年度の住民税が課税の場合は4万円 **提出書類** ①奨学金支給申請書兼請求書 ②在学証明書(原本)または学生証の写し ③2年度住民税課税証明書(受給者および配偶者のもの) ※2年1月1日現在、区外に住民登録があった方のみ

申請期間4月1日(木)~6月30日(水)

問合せ子育て・若者支援課(区役所6階6番) TEL (5246) 1232

台東区文化芸術広報誌「台東 ちょうかん 鳥瞰」第6号を発行しました



今回は「豊かな表現と歴史を再発見 心惹かれる文字」をテーマに、約3,000年の文字の変遷をたどることができる書道博物館、大衆芸能を支えている江戸文字など、台東区にあふれる文字の魅力を紹介します。下記配布場所のほか、台東区文化芸術総合サイト「たいとう文化マルシェ」で閲覧できます。

▷ **配布場所** 区役所、浅草文化観光センター、区民事務所、区内文化施設等 ※3月9日(火)以降順次配布します。
▷ **問合せ** 文化振興課 TEL (5246) 1146



令和3年度区民交通傷害保険加入者募集

加入者が交通事故でけがをされた場合、入院・通院の治療日数と期間に応じた保険金を支払います。3年度より、犯罪行為やひき逃げによる被害事故により、死亡や所定の重度の後遺障害を被ったときに保険金を支払う「被害事故補償プラン」が全コースに自動セットとなります。

コース	一時払保険料	最高保険金額
A	900円	150万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)
B	1,500円	350万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)
C	2,500円	600万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)
XJ	1,400円	35万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償)
AJ	1,900円	150万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償)
BJ	2,500円	350万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償)
CJ	3,500円	600万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償)

(SJ20-08790 3年1月26日)

また、国内で自転車または身体障害者用車いすの所有、使用または管理に起因して、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入って電車等を運行不能にさせたこと等によって発生した損害賠償金を補償する「自転車賠償責任プラン」セットコースもあります。2年4月に「東京都自転車条例(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)」が施行され、自転車利用者は、自転車事故に備えた保険への加入が義務化されました。自転車を利用する方は、自転車賠償責任プランセットコースへの加入をおすすめします。

申込方法 申込書に保険料を添えて上記申込場所へ

※この案内は概要です。詳しくは左記の引受保険会社か問合せ先へ。

引受保険会社 損害保険ジャパン(株)東京公務開発部営業開発課 TEL (33349) 96666

申込書配布・申込場所・申込締切日

- 区役所3階③番区民課、区民事務所・同分室は3月31日(火)
- 区内金融機関は3月23日(火)

問合せ 台東区区民課 TEL (50020) 6446

官公署 だより

●ハローワーク上野就職支援セミナー参加者募集(予約制)

▽講座名・日時
・書類作成セミナー 4月14日(水) 28日(水)午前10時
・面接対策セミナー 4月21日(水) 午前10時

▽場所・問合せ ハローワーク上野 TEL (3847) 8609

●所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告と納税はお済みですか

2年分の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告・納税は4月15日(木)までです。

台東区の方の確定申告書作成会場は、上野合同庁舎に開設しています。

※開設期間は、国税庁HPをご確認ください。

YouTubeの台東区公式チャンネルにて 離乳食&幼児食動画を配信中!

▲離乳食初期編 ▲離乳食中・後期編 ▲幼児食編

※離乳食・幼児食については下記問合せ先へご相談ください。

問合せ 台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9440

▽受付時間 午前8時30分~午後4時(提出は5時まで)

▽場所 上野合同庁舎(池之端1-2-22 東京上野税務署)

※浅草税務署内に申告書作成会場はありません。

※作成会場の混雑緩和のため、会場には整理券が必要です。入場整理券の配付状況により後日の来場をお願いすることがあります。特に、期限間際になると会場は大変な混雑が予想されますので、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り郵送やe-taxによる提出をお願いいたします。

なお、納税には便利な振替納税をご利用ください。

※入場整理券は、LINEを通じてオンライン事前発行も可能です。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

▽申告書を作成するときは 国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」を利用すると、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の申告書の作成ができます。作成した申告書はマイナンバーカードまたはID・パスワード方式を利用してe-taxで送信できます。また、印刷して郵送等で提出することもできます。

▽申告書等の送付先 〒110-8655 台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎「税務事務処理センター」宛

▽問合せ 東京上野税務署 TEL (30021) 90001代 浅草税務署 TEL (30092) 7111代